

オリンピック・パラリンピック開催都市が 負っている人権保護という責務

建石 真公子

あまり知られていないが、オリンピック大会は「オリンピズム」という理念に基づく国際的なムーブメントの一部である。ムーブメントの全体像を示す「オリンピック憲章」(以下、憲章)は、その目的は「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てること」としている。オリンピックに関する組織として知られる国際オリンピック委員会 (IOC) も、そこに加盟する日本オリンピック委員会 (JOC) も、このムーブメントを遂行する組織である。オリンピック大会やこれと連携するパラリンピック大会 (以下、オリ・パラ大会) を開催することは、オリンピズムの目的を実現する使命を担うことを意味するが、では、具体的には何をすべきなのだろうか。

IOC は、2014年、ムーブメントの将来戦略である『オリンピック・アジェンダ 2020』を採択し、スポーツ組織や競技における女性の割合を50%にすること、「性的指向」に基づく差別の禁止を新たに定め、ジェンダーに関わる権利保護を強調した。これにもとづき憲章の「根本原則6」を改正し、「憲章の定める権利および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由によるいかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」とした。国際社会においても、国連人権理事会は同年の報告書で、普遍的な人権の促進においてオリ・パラ大会が果たす役割を評価している。

このように近年のオリンピック・ムーブメントでは、人権保護の重要性が増している。開催都市である東京、さらにはこの街を首都とする日本は、スポーツに関わる権利及び自由について、『オリンピック・アジェンダ 2020』や憲章の「根本原則6」に示された人権の拡大を具現化することが求められている。



PROFILE

たていしひろこ：法政大学法学部教授。専門は、憲法学、国際人権法学。「人権条約の国内適用」及び「身体に関する人権」について研究を進めている。国際人権法学会理事、スポーツとジェンダー学会理事等を務める。共編著に『身体・性・生一個人の尊重とジェンダー』（尚学社、2012）、翻訳・解説に「人権とオリンピック・パラリンピック—イギリス・ロシア・ブラジル・韓国共同声明について」（『スポーツとジェンダー研究』Vol.12, 2014）などがある。